

静岡県告示第612号

災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月9日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 被災した住宅の応急修理 ア、イ、ウ (略) エ 住宅の応急修理は、災害発生の日から<u>1月以内</u>に完了するものとする。</p> <p>(7)～(12) (略)</p>	<p>1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 被災した住宅の応急修理 ア、イ、ウ (略) エ 住宅の応急修理は、災害発生の日から<u>3月以内</u>（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了するものとする。</p> <p>(7)～(12) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。